

市からの連絡帳



税金

家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

平成19年中に新築・増改築された家屋は、平成20年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

市では、対象となる家屋の評価額を算定するため、地方税法の規定に基づき資産税課職員(固定資産評価補助員)が伺い、家屋調査を実施しています。調査対象家屋は、事前に書面でお知らせします。なお、職員は必ず身分証明証を携帯しています。ご不審の際は、資産税課までお問い合わせください。

また、家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

資産税課 田(☎460-9830)

保険・医療

国民健康保険加入者の方へ

～限度額適用・標準負担額減額認定証の更新～

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が7月31日で終了しました。8月以降も引き続き認定証の交付を希望される方は申請してください。

必要なもの 保険証 印鑑 国保加入者の所得が確認できる書類(健康年金課で確認できる場合は省略可)

健康年金課(田無庁舎2階)・保谷庁舎総合窓口(保谷庁舎1階) 健康年金課 田(☎460-9821)

老医療証をお持ちの方へ ~8月1日に見直しました~

老人保健法医療受給者証の一部負担金の見直しは、世帯の状況と前年度の所得に対する市区町村住民税の課税所得により判定(定期判定)されます。同一世帯内の70歳以上の方と老人医療受給者がいる場合でどちらかの課税所得が145万円以上の場合、現役並み所得者(3割負担)になり、課税所得が145万円未満の場合は一般(1割負担)になります。

負担割合が変わる方には、新しい

医療受給者証を7月下旬に郵送した。

変更のない方は、現在お持ちの医療証をそのまま使用してください(有効期限はありません)。8月1日から新たな負担割合が適用されますので、月の初めに病院等で受診される時には、窓口で負担区分の変更があったことを申し出てください。

新しい医療証を受け取られた方は、古い医療証は必ず返却してください。

現役並み所得者と判定された方は次のようになります。

課税所得が145万円以上で世帯に70歳以上の方が1人もしくは単身世帯の場合、収入金額が484万円以上(世帯に70歳以上の方が2人以上の場合は合計の収入金額が621万円以上)の方は自己負担額が3割負担となります。

課税所得が145万円以上213万円未満で世帯に70歳以上の方が1人もしくは単身世帯の場合、収入金額が383万円~484万円未満(世帯に70歳以上の方が2人以上の場合は合計の収入金額が520万円~621万円未満)の方は自己負担額が3割負担となりますが、自己負担限度額は、一般適用となります。

自己負担限度額は下表参照

自己負担限度額

1ヶ月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。

	外来	外来+入院
一般	(個人ごと) 12,000円	(世帯単位) 44,400円
現役並み所得がある方	44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12か月に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)
低所得	8,000円	24,600円
低所得	8,000円	15,000円

健康年金課 田(☎460-9823)

申請窓口

ご利用ください「市民課土曜日窓口」

市民課では、土曜日に住民票や印鑑証明の交付のほか、転出・入手続等もできるサタデーサービスを行っています。ぜひご利用ください。

なお、日程により庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。

内容によっては取り扱えないものがあります。事前にお問い合わせを。時・場第1・3・5土曜日...保谷庁舎 第2・4土曜日...田無庁舎 午前9時~午後0時30分

市民課 田(☎460-9820) 保(☎438-4020)

高齢者福祉

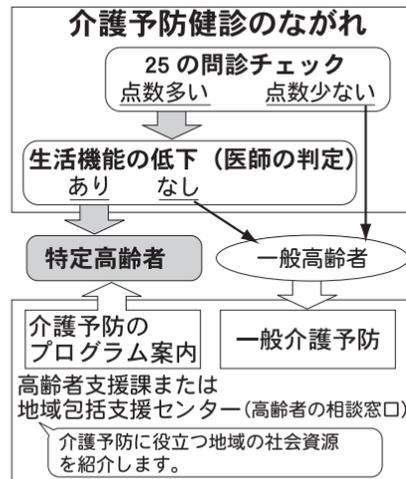
特定高齢者ってどういう方?

特定高齢者とは、介護予防の取り

組みが今後必要かもしれない高齢者の方のことです。65歳以上の方への基本健康診査(介護予防健診)の案内(おおむね誕生月に送付)の中には、25の質問項目が「生活機能問診」として含まれています。この問診は、介護予防が必要かどうかをチェックするものです。

特定高齢者とは、25の質問項目でチェックの多くついた方の中で、健康診査で「医師が生活機能の低下がみられます」と判定された方になります。特定高齢者の方には、基本健康診査の2~3か月後に「介護予防についてのお知らせ」を高齢者支援課または地域包括支援センターからお送りします。(要介護・要支援者は除く)

高齢者支援課 保(☎438-4028)



敬老行事に補助金を交付

市では、9月の敬老月間内に地域の高齢者の個人・地域団体の方々の企画・参加により行われる敬老行事に、補助金を交付します。

実施期間 9月1日(土)~30日(日)(敬老月間)

参加団体等 敬老の行事として催しを行う個人・地域団体等。申請は1回限りです(特別養護老人ホーム等の事業者が主催する行事は除く)。

※「敬老」の文字が入った敬老行事で、市内70歳以上の方が15人以上参加するもの(ハイキング、カラオケ大会、食事会、囲碁将棋大会、観劇会等)

金額 1行事に対して上限2万円(昨年とは補助金額が変更)

8月1日(水)から行事開催の2週間前までに、高齢者支援課(田無庁舎1階、保健福祉総合センター1階)各出張所、各福祉会館、老人福祉センター、おあしすの窓口にある交付申請書に必要事項を記入し、高齢者支援課に提出してください。

高齢者支援課 保(☎438-4028)



障害者福祉

助成制度 各種手当・助成制度の所得限度額と現況届

～限度額について～

いずれの制度も前年度と変更はありません。申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回対象になると思われる方はお忘れな

く申請してください。

☑心身障害者医療費助成制度は9月中、各種手当・助成制度は8月中(重度手当は11月中)に申請の手続きをしてください。

障害程度、年齢制限等各種の要件があります。詳細はお問い合わせを。

所得限度額 下表のとおり 平成19年度所得限度額表 (単位:円)

手当・助成の名称	心身障害者医療費助成		特別障害者手当・障害児福祉手当
	心身障害者福祉手当	自動車燃料費助成	
税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者等)	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	5,124,000	7,175,000

各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

～現況届について～

特別障害者手当等・重度心身障害者手当受給者の方に対し、現況届を郵送しましたので、期限内に提出してください。

提出期限 8月31日(金)

障害福祉課 保(☎438-4035)

心身障害者自動車燃料費助成

☑ 身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方で、運転する同居の家族がいる方 身体障害者手帳4級で自ら運転する方

受付期間 8月1日(水)~8月31日(金)(土・日曜日を除く)

受付場所 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階) 郵送も可

必要なもの 現況届兼請求書(対象者には用紙を送付済み) 障害者本人の認印(代理が申請する場合はその方の認印も) 車検証のコピー

運転免許証のコピー 障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口座可)の振込先口座 請求対象期間内に給油時の領収書等(原本)

対象期間 平成19年2月~7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

障害福祉課 保(☎438-4035)

心身障害者タクシー料金助成

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券を交付します。

従来のタクシー利用券は使えませんので、未使用分は返却してください。

☑身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方

受付期間 8月1日(水)~31日(金)(土・日曜日を除く)

期間以降も申請できますが、申請した月分からの助成となります。

受付場所 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)

必要なもの 身体障害者手帳または愛の手帳 申請書 障害者本人の認印(代理が申請する場合はその方の認印も)

障害福祉課 保(☎438-4035)